

24監査公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年12月8日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月19日

福岡市監査委員 おばた 久 弥
同 川 辺 敦 子
同 石 井 幸 充
同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

23監査公表第13号（平成23年9月8日付 福岡市公報第5859号 公表）分・・・7件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

23 監査公表第 13 号（平成 23 年 9 月 8 日付 福岡市公報第 5859 号 公表）分
（事務監査）

1 局別監査

(1) 総務企画局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>契約事務について適正な契約関係書類を作成するよう注意を求めるもの</p> <p>契約関係書類については、福岡市契約事務規則等に則り適正に作成しなければならない。しかしながら、平成23年度「ハウスクリーニング等業務委託」の契約事務において、本来であれば契約の相手方が記載した契約関係書類（見積書、請求書等）を徴しなければならないが、白地の契約関係書類を徴して契約の相手方が記載すべき事項を職員が記載しており、不適切な事務処理となっていた。</p> <p>今後、契約事務に当たっては、契約事務規則等関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(国際課長(国際交流担当))</p>	<p>契約事務については、契約事務規則等関係法令に則り、適正に契約関係書類を作成するよう、課内会議を開催し周知徹底を図った。</p>

(2) 財政局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 物品の発注について適正な契約事務手続きを行うよう注意を求めるもの</p> <p>物品の発注に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正な契約手続きを行わなければならない。しかしながら、平成 22 年度「青写真焼付他」外 3 件の物品購入契約事務において、発注内容と相違した品名、単価、数量が記載された見積書を徴し、それに基づいて契約を行い、同内容の成果品と異なる納品書を徴したうえ、同内容を確認しないまま検査完了と認めて代金を支出していた。本来は、発注内容と見積書等の内容を照合確認すべきであったが、この確認が行われておらず、不適切な事務処理となっていた。</p> <p>今後、物品の発注に当たっては、契約事務規則等関係法令に則り、適正な契約事務手続きを行われたい。</p> <p>(アセットマネジメント推進課)</p>	<p>物品の発注については、発注課及び支出担当課において、発注内容と見積書等の内容の照合確認を徹底するなど、事務処理の見直しを行った。</p>

(3) 環境局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 旅行命令及び旅費支給について、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>職員が公務のため旅行する場合は、旅行命令権者である所属長は、旅行命令等を発し、その職員に対し旅費を支給しなければならない。しかしながら、平成 22 年度において、市外出張させていたにもかかわらず、旅行命令書を作成せず、旅費の支給も行われないうままとなっていた。</p> <p>旅行命令及び旅費支給については、福</p>	<p>旅行命令及び旅費支給については、福岡市職員等旅費支給条例等に則り旅行命令書を作成し、旅費の支給を行った。また、今後も同条例等に基づき適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>岡市職員等旅費支給条例等に則り適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(産業廃棄物指導課)</p>	
<p>(イ) 物品の管理について、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>職員が物品を使用するときは、その使用に係る物品について、保管責任を負い、その保管又は使用する物品を亡失したときは、直ちに物品管理者に報告するとともに、物品亡失報告書により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。また、物品管理者は、使用中の物品について、その用途及び使用状況等を随時点検しなければならない。しかしながら、平成 22 年度の物品の管理において、備品のデジタルカメラを現場写真の撮影中に誤って池の中に落とし、紛失していたにもかかわらず、使用責任者は物品管理者への報告及び市長への届出を行っていなかった。</p> <p>物品の管理については、福岡市会計規則等に則り適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(クリーンパーク・東部)</p>	<p>物品の管理については、福岡市会計規則等に則り物品亡失報告書を作成し、報告を行った。また、今後も同規則等に基づき適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

2 テーマ監査

(1) 消防局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>随意契約を行うときは、契約の性質または目的等により契約の相手方が特定される場合を除き、2以上の者から見積書を徴しなければならない。しかしながら、平成 22 年度「書架単体型天地 6 段外 3 件」の備品購入契約事務において、1者に2者分の見積書を提出させ、適正な見積合わせを行って</p>	<p>見積書を徴するときについては、福岡市契約事務規則その他関係法令に則り適正な事務処理を行うよう各所属に対し書面で通知し、併せて会計室審査課から職員を講師として招き職員に対し会計事務及び契約事務に関する研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>いなかった。</p> <p>今後、見積書を徴するときは、福岡市契約事務規則その他関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p>	
---	--

(工事監査)

1 局別監査

(1) 環境局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 水替費の積算を適正に行うべきものの</p> <p style="padding-left: 40px;">市道名子 4416 号線道路改良工事 (契約金額 7,372 万 500 円)</p> <p style="padding-left: 40px;">本工事の函渠工 (4000 mm×4900 mm)</p> <p>の積算において、当初設計では水替費は計上していなかったが、床掘後湧水が生じたため排水ポンプ運転による水替費を増額変更した。水替日数の算定においては、湧水の影響が及ばない函渠工上部の作業に対しても水替の対象としていた。さらに、排水方法を作業時排水とすべきところ誤って常時排水としていた。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p style="padding-left: 40px;">今後は、適正な積算を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(管理課)</p>	<p>設計積算については、設計標準歩掛に基づき適切な積算を行うよう課内会議を行い、周知徹底を図った。また、併せて精査を慎重に行うよう指導した。</p>
<p>B 盛土材運搬土量の積算を適正に行うべきもの</p> <p style="padding-left: 40px;">東部 (伏谷) 埋立場場内整備工事 (契約金額 8,301 万 8,250 円)</p> <p style="padding-left: 40px;">本工事の盛土材運搬には運搬距離 1.0 km以下、運搬距離 0.3 km以下の 2 種類がある。本工事の積算において、それぞれの盛土材運搬土量を 3,920</p>	<p>多くの土量の動きがある工事については、設計書作成時に土量収支表の作成を徹底することとし、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。また、併せて設計書精査の厳密化を徹底するよう指導した。</p>

m³, 634 m³計上しているが, 3,920 m³には運搬距離 0.3 km以下の 634 m³が含まれており二重計上となっていた。その結果, 過大な積算となっていた。

今後は, 適正な積算を図られたい。

(施設課)